●香川県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月16日から同年3月7日まで一般の縦 覧に供する。

令和6年2月16日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(主要地方道)
- 2 路線名三木国分寺線(12号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
[四]	(メートル)	(メートル)	ÜH 7
高松市川島東町字北横内391	14.5~42.0	66	令和3年4月16日付け香川県告
番23地先から			示第199号の一部
高松市川島東町字北横内387			
番4地先まで			

4 供用開始の期日 令和6年2月16日